

駐 車 場 管 理 委 託 契 約 書

(以下甲という)と野村不動産株式会社(以下乙という)とは、末尾記載の駐車場施設(以下本駐車場施設という)を賃貸するに際し、つぎのとおり契約を締結する。

第1条 甲は本駐車場施設を第三者に賃貸するに際し必要な業務(以下委託業務という)を乙に委託し、乙はこれを受託した。

第2条 前条に定める委託業務の内容は下記の通りとし、乙は甲の為に甲に代わって、乙の名義により委託業務を行う。

- ①本駐車場施設の管理
- ②賃借人の募集
- ③賃貸契約の締結
- ④料金の徴収
- ⑤前各号に直接付随する必要な業務

第3条 1. 乙は前条①の本駐車場施設の管理を善良なる管理者の注意をもってなすものとし、毎月管理の状況を甲の定める文書により甲に報告する。
2. 乙は本駐車場施設の管理上、鉄パイプ柵・門扉等の修繕の必要が生じた時は、甲に速やかに報告する。

第4条 1. 乙は第2条②の賃借人の募集に際し、看板の設置、パンフレットの配布等を行う場合は、その内容、方法について事前に必ず甲の承認を得るものとし、その費用は乙の負担とする。
2. 乙が賃借人を決定するに際して、甲より賃借人の指定がなされた場合は、その賃借人を優先するものとする。

第5条 乙は第2条③の賃貸借契約の契約については、甲が定める契約書を使用し契約締結後はその写しを直ちに甲に提出する。契約書作成の費用は乙の負担とする。

第6条 1. 乙は第2条④の料金を徴収して、徴収済の料金を駐車料金の該当月の10日までに下記の銀行口座に振り込むものとし、振込手数料は乙の負担として振り込みの都度、その内訳を文書により甲に通知する。
2. 前項料金の額は甲乙協議の上定めるものとし、料金改定の場合も同様とする。

第7条 委託業務の報酬は徴収済月額料金の10%とし、毎月料金精算振込時にて差し引き精算するものとする。

第8条 1. 本契約の期間は平成22年6月15日より平成24年6月14日とする。但し、期間満了時に甲乙異議のない場合は、更に2年間同一条件にて本契約を継続するものとし、以後も同様とする。
2. 甲及び乙は、前項期間内といえども期限を定めて文書で通知することにより本契約を終了させることができる。
3. 乙は前項文書による通知を受け取った日以後、速かに賃借人に対し契約の解除を告知し、必要な手続きを開始するものとし、新規の賃借人の募集及び契約の締結は行うことはできないものとする。

第9条 乙は新規の賃貸借契約締結に際し、賃借人より斡旋料を徴収することができるものとし、その場合の金額は月額料金相当額を超えてはならない。

第10条 乙は委託業務を行うに際し、賃借人及び第三者との間に紛争が生じたときは、乙の責任において処理、解決するものとし、その原因が不可抗力による場合を除き、甲に一切迷惑をかけない。

物件目録

住所
地目

月額駐車料金	満車時台数	満車時月額
円	台	円

満車時管理費（10%）

$$\begin{aligned} \text{満室時月額} \times 10\% &= \text{管理費} \\ \text{円} \times 10\% &= \text{円} \end{aligned}$$

満車時送金金額

$$\begin{aligned} \text{税込金額} - \text{管理費} &= \text{送金金額} \\ \text{円} - \text{円} &= \text{円} \end{aligned}$$

第11条 乙は本契約に基づく委託業務を再委託し、若しくは受託者の地位を譲渡してはならない。

第12条 乙が本契約の各条項の一つに違背したときは、甲は期限を定めて履行を催告し、乙がこれに従わない場合本契約を解除することができる。

第13条 本契約に定めのない事項については甲乙協議のうえ決定するものとする。

第14条 本駐車場の整備(清浄費、草刈、雪かき)等の費用は甲の負担とする。

以上を証するため、本書2通を作成し、甲乙各々記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

住所

氏名

印

乙

住所

氏名

印